

振替手数料及び決済照合手数料の料率引下げについて

1. 趣旨

株式等の振替手数料及び決済照合システムの手数料については、平成 18 年 4 月に料率の引下げを行ったものの、その後も相当程度の超過収益が生じ手数料の割戻しを実施してきている。また、来年度以降についても一定程度の利益が見込まれることから、株式等の振替手数料並びに決済照合システムに係る従量制料金のうち国内取引及び非居住者取引に係る決済照合手数料について、1 割程度の料率の引下げを行うこととする。

2. 概要

(1) 株式等の振替手数料

- 株式の振替手数料の料率を以下のとおり引き下げる。

	現 行	変更後
一般振替 (標準料率)	180 円/件	160 円/件
区分口座間振替	18 円/件	16 円/件
日本証券クリアリング機構の決済に係る振替 (標準料率)	90 円/件	80 円/件

(注) 一般振替の軽減料率 (1 日当り 6,000 件を超える部分、1 日当り 500 件以下の部分、単元未満の部分) 及び日本証券クリアリング機構の決済に係る振替の軽減料率 (1 日当り 4,000 件を超える部分、1 日当り 500 件以下の部分) の軽減率は、現行どおり標準料率の 50% とする。

- 新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資、上場投資信託受益権、外国株券等及び受益証券発行信託の受益証券の振替手数料についても、株式に準じた料率 (一般振替 : 160 円/件、区分口座間振替 : 16 円/件、日本証券クリアリング機構の決済に係る振替 : 80 円/件) とする。

(2) 決済照合システムの手数料

- 従量制料金のうち国内取引及び非居住者取引に係る決済照合手数料の料率を以下のとおり引き下げる。

		現 行	変更後
国内取引	株式、新株予約権付社債等（ＳＳＩ利用）	16 円/件	14 円/件
	株式、新株予約権付社債等（ＳＳＩ非利用）	27 円/件	25 円/件
	一般債、短期社債等（ＳＳＩ利用）	20 円/件	17 円/件
	国債、一般債、短期社債等（ＳＳＩ非利用）	30 円/件	27 円/件
非居住者取引	株式、新株予約権付社債等	32 円/件	29 円/件
	国債、一般債、短期社債等	40 円/件	35 円/件

ＳＳＩ（Standing Settlement Instruction）：機関投資家等の決済条件を登録するデータベース。国内取引においては、約定照合されたデータとＳＳＩを利用することにより、自動的に決済指図データが作成される。

3. 実施時期

料率の引下げは、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

以 上